

第3章 復興に向けた取組

基本方針	施策	主な取組
1 住まいと暮らしの再建	1-1 被災者支援	(1) 被災者の生活支援・見守り・心のケア ① 生活相談・心のケア等 ② 生活再建支援 ③ ボランティアと連携した被災者支援 ④ 被災者に対する情報発信 (2) 住まいの再建 ① 恒久的な住まいの再建
	1-2 子ども・子育て支援	(1) 子どもと子育て家庭の支援 ① 子どもと親の心のケア等 ② 安全・安心な児童福祉施設等の整備 (2) 児童・生徒の支援 ① 児童・生徒の心のケア等 ② 就学支援
	1-3 廃棄物・土砂処理	(1) 被災家屋撤去及び土砂混じりがれき撤去 ① 早急な家屋撤去と土砂等の撤去 (2) 災害廃棄物・土砂等の処理 ① 災害廃棄物等の早期処理
2 災害に強い安全・安心なまちづくり	2-1 土木施設等の強靱化	(1) 土木施設等の復旧・強化 ① 災害に強い道路、河川等の整備 ② 災害に強い海岸線の整備 ③ 災害に強い砂防・治山事業の推進 (2) 農林水産業基盤施設の復旧・強化 ① 災害に強い農林水産業施設の整備
	2-2 公共施設等の強靱化	(3) 復旧・復興事業の見える化 ① 一元的な情報発信 (1) 公共施設等の復旧・強化 ① 災害に強い公共施設等の整備
	2-3 上下水道施設の強靱化	(1) 上下水道施設の復旧・強化 ① 災害に強い上水道及び工業用水道施設の整備 ② 災害に強い下水道施設の整備、浸水対策
	2-4 交通基盤の強靱化	(1) 交通の強化・確保・渋滞対策 ① 災害に強い交通体系の整備 ② 代替交通の確保、渋滞対策 ③ 災害に備えた新たな交通拠点の在り方検討
3 産業・経済の復興	3-1 地域産業の復旧・復興	(1) 商工業の復旧・復興 ① 事業活動の早期復旧支援 ② 新たな産業の創造に向けた取組
		(2) 観光の復興 ① 観光客を呼び戻す取組
		(3) 農水産業の復旧・復興 ① 農水産業施設の早期復旧支援 ② 営農等経営支援
4 今後の防災・減災に向けた取組	4-1 防災・減災に向けた体制の強化	(4) 港湾・物流機能の強化 ① 災害に強い物流システムの構築
		(1) 防災力の向上 ① 情報伝達方法の見直しと情報の充実 ② 避難行動の喚起 ③ 避難所の在り方見直し ④ 各主体における防災力の向上 ⑤ 井戸水の活用 ⑥ 住まいや地域の安全性の強化 (2) 未来への継承 ① 防災意識の向上と情報発信

1 住まいと暮らしの再建

施策 1-1 被災者支援

【施策の方向性】

被災者の方々が、一日も早く被災前の生活を取り戻せるよう、生活再建に向けた支援や、心のケア、孤立防止などの見守り支援、また、地域の実情を踏まえた生活の質を高める住宅再建支援など、生活再建と住まいの再建に向けて総合的な支援を行います。

【主な取組】

(1) 被災者の生活支援・見守り・心のケア

① 生活相談・心のケア等

今回の災害により多くの住宅が被災したため、現在も応急仮設住宅やみなし仮設住宅（民間賃貸住宅）、公営住宅等の慣れない環境での生活を余儀なくされている状況があり、こうした生活環境が一変した被災者に対し、生活再建への不安の解消や、健康の維持、心のケアなどの支援が必要です。

これまでも、被災者が不安を抱えたまま孤立することがないように、保健師等による戸別訪問や健康相談を通じた心のケアに取り組むとともに、平成30年10月15日からは天応・安浦地区に「地域支え合いセンター」を開設し、被災者を定期的に訪問し、心身の変調の把握や、経済的な悩みなどの相談支援等を行ってきました。

今後も引き続き、地域支え合いセンターや保健師等による被災者の日常生活の相談支援や生活支援、サロン等を通じた健康相談や孤立防止など、広島県こころのケアチームとも連携しながら、被災者の気持ちに寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでいきます。



地域支え合いセンター「みんなで体操」

② 生活再建支援

被災により生活環境が一変した被災者にとって、生活の基盤となる住まいや日常生活用品の提供のほか、生活資金等を始めたとした経済的な支援が必要です。

これまでも、公営住宅、仮設住宅等の提供による一時入居への支援や、被災した住宅の応急修理への助成、災害見舞金などの一時金の支給、税や保険料、上下水道料金などの減免等により、被災者の生活再建に向けた支援に取り組んできました。

今後も引き続き、被災者が安心して生活の再建を目指していくため、各種支援制度を円滑に利用できるよう、被災者支援に関するワンストップの相談窓口により、情報提供の充実と分かりやすく丁寧な相談対応に努めていきます。

③ ボランティアと連携した被災者支援

被災者のニーズに対して、行政だけではきめ細かな対応が難しい場合があり、また、災害発生からの時間の経過とともに変化するニーズへの対応も必要です。

災害発生からの急性期には、宅地や家屋に流入した土砂等のかき出しや、がれきなどの搬出等といったニーズが多く、平成30年7月10日に「くれ災害ボランティアセンター」を設置し、被災者ニーズの受付、全国各地からの災害ボランティアの受入れや現地派遣等の調整を行い、また、特に被害の大きい地区では現地受付のサテライトを設けて、被災者や地域住民からのニーズに対応してきました。



ボランティアへのオリエンテーションの様子

平成30年11月からは、これらの機能を呉市社会福祉協議会が常設するボランティアセンターへ移行し、引き続きボランティア関係団体やNPO法人等との効果的な連携を図りながら、被災者等からの追加ニーズに対応していきます。

④ 被災者に対する情報発信

被災者が、生活再建に向けた各種支援制度を有効かつ円滑に利用するためには、被災者に対して支援に関する様々な情報を迅速かつ正確に発信し、確実に周知する必要があります。

これまででも、保健師の巡回による健康相談や戸別訪問などの機会を通じて、被災者への各種情報提供を行うとともに、地域支え合いセンターによる「ささえあい通信」の発行や、被災者台帳等を活用した支援制度の利用案内など、必要な情報が被災者へ行き届くよう取り組んできました。

今後も、被災者台帳等を活用した的確な支援制度の周知に努めるとともに、広報誌やホームページなどの充実を始めとした多様な情報発信についても取り組んでいきます。

(2) 住まいの再建

① 恒久的な住まいの再建

今回の災害により住宅が全・半壊等の被害を受け、住み慣れた家に継続して居住することが困難になった方については、今後も住み慣れた生活圏で安全で安心して生活ができるよう、恒久的な住まいの再建に向けて支援していく必要があります。

被災前の住居に居住することが困難な方については、一時的な住まいを確保するため、応急仮設住宅の建設、みなし仮設住宅や公営住宅等の提供、被災した住宅の応急修理の助成などの支援を行ってきました。

こうした一時的な入居支援は、提供可能期間に期限があることから、住まいの再建に向けての意向を定期的に把握するとともに、二重ローン問題の解消や被災者生活再建支援事業などの各種支援制度の活用などについて、専門機関等と連携した住まいの再建に関する総合相談会の開催や支援制度の情報提供に努めていきます。

また、経済的、年齢等の理由から、一時入居期間終了後も自力での住宅再建が困難な方については、既存の公営住宅への優先入居や、被災者の意向や地域の実情を十分に踏まえた上で、災害公営住宅の整備についても検討していきます。

■ 施策 1-1 被災者支援ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 被災者の生活支援・見守り・心のケア							
①生活相談・心のケア等	必要に応じて延長						
②生活再建支援	[災害見舞金等支給, 減免]						
	[一時入居等支援]						
	ワンストップの相談窓口による情報提供						
③ボランティアと連携した被災者支援	追加ニーズへの対応						
④被災者に対する情報発信							
(2) 住まいの再建							
①恒久的な住まいの再建	仮設住宅等提供						
	災害公営住宅検討・整備						



現地でのボランティア活動



“応急仮設住宅入居者交流イベント”カープ観戦”

【施策の方向性】

子どもや子育て家庭，児童・生徒に対して，家庭，学校，関係機関と連携を図りながら，心身のケアや居場所づくり，教育環境の充実に取り組みます。

【主な取組】

(1) 子どもと子育て家庭の支援

① 子どもと親の心のケア等

被災によって，生活環境が大きく変わった子どもや子育て家庭では，外見上は元気に振る舞っていても，心に抱えるストレスは，外からは見えにくいこともあります。特に子どもは，症状の現れ方や時期が一人ひとり違うため，子どもが感じる不安やストレスを早期に発見し，適切な対応を行うことが必要となります。

また，子育て家庭の親の不安や孤立感を助長させない取組として，辛い立場にある子育て家庭が安らげる居場所や交流の場も必要です。

このため，被災直後から，保育士などの有志による無料託児サービス，イベント・レクリエーション開催など，子育て世帯の不安を和らげたり相談を受ける活動が行われてきました。

また，保育所や幼稚園，子育て関連施設に従事する職員を対象に，子どもの心のケアへの理解を深め，適切な関わり方を学ぶための研修に取り組んできました。

今後も，ボランティア団体，NPO法人等と連携して，被災した子どもたちの遊び場や子育て家庭の交流・情報交換の場，気軽に相談できる環境づくりやイベント・レクリエーションなどを提供することで，子どもと子育て家庭に寄り添った支援を継続していきます。

② 安全・安心な児童福祉施設等の整備

今回の災害では，私立幼稚園・保育所等も被災しており，安全・安心な児童福祉・児童教育を確保するため児童福祉施設等の復旧整備が必要です。

このため，私立幼稚園・保育所等の復旧に対し支援を行うとともに，あわせて災害に強い環境を整備するため，施設の耐震化についても支援を行います。

また，今回の災害において，被害が甚大であった天応・安浦地区では，発災直後に被災した子育て家庭が復旧作業等に取り組めるよう，ボランティア団体等による一時預かり事業が実施されました。

こうした取組を踏まえ，今後は，被災地での子どもの一時預かりなどに迅速に対応できる体制づくりについても検討を行っていきます。



呉市安浦中央保育所復旧記念式
(平成31年3月4日)

(2) 児童・生徒の支援

① 児童・生徒の心のケア等

被災によるストレス反応に適切に対処するため、児童・生徒の心身の健康状態に配慮するとともに、専門家による心のケアを図る必要があります。

これまで、学校や避難所にスクールカウンセラーを派遣し、被災により心のケアを必要とする児童・生徒やその保護者に対して、**カウンセリングを実施**してきました。加えて、心のケアに関する知識・理解を深めるため、**教職員を対象としたスクールカウンセラーによる研修**を行うとともに、**個別の児童・生徒の支援について共通理解を図るための関係者によるケース会議**を実施しています。

また、心のケアを必要とする児童・生徒の心の元気を育てるための体験活動等も学校内外で実施しており、今後も引き続き、こうした児童・生徒の心に寄り添った支援を継続していきます。



みんなで楽しもう！雪遊び&スキー体験（平成31年1月19日）

② 就学支援

被災に起因する保護者の経済的な困窮に伴い、児童・生徒の就学が困難になる世帯に対し、就学を支援する必要があります。

このため、こうした児童・生徒の保護者に対して、就学援助制度に準じた費用の一部を支援するなど、**被災世帯の負担の軽減**を図っています。

また、被災した児童・生徒の中には、被災に伴う転居により、これまでと同じ学校に通学することが困難となる場合もあることから、**市内の小中学校への転入学の希望**がある場合には、今後も**弾力的な受け入れ**を実施していきます。

■ 施策1-2 子ども・子育て支援ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 子どもと子育て家庭の支援							
①子どもと親の心のケア等	必要に応じて延長						
②安全・安心な児童福祉施設等の整備	必要に応じて延長						
(2) 児童・生徒の支援							
①児童・生徒の心のケア等	必要に応じて延長						
②就学支援	被災による就学支援						
	被災児童・生徒の就学機会確保のための受入						

【施策の方向性】

被災者の生活環境の保全や二次災害の防止，生活再建の早期化を図るため，被災家屋や土砂混じりがれきの撤去及び災害廃棄物処理を迅速かつ計画的に進めます。

【主な取組】

(1) 被災家屋撤去及び土砂混じりがれき撤去

① 早急な家屋撤去と土砂等の撤去

今回の災害により，市内各所で土石流やがけ地の崩壊，河川の氾濫等が発生し，多くの家屋で倒壊や破損，宅地内への土砂等の流入，床上・床下浸水等の被害がありました。

このため，発災直後から，災害による土砂や流木等の広多賀谷多目的広場への受入れを開始するとともに，環境政策課内に「家屋・がれき撤去班」を設置し，被災家屋や土砂混じりがれき等の撤去に関する相談窓口を開設しました。

また，半壊以上の被災家屋や宅地内の土砂混じりがれき等を市が所有者に代わって撤去する「公費撤去」や，自費で撤去された方への「費用償還」等の支援制度を設け，被災家屋や土砂混じりがれき等の迅速かつ計画的な撤去に取り組んでいます。

今後も引き続き，被災者の安全・安心な生活環境を保全し，二次災害の防止を図るとともに，早期の生活再建による地域社会の復興に向け，危険な被災家屋や宅地内に堆積した土砂混じりがれき等の早期撤去に取り組んでいきます。

(2) 災害廃棄物・土砂等の処理

① 災害廃棄物等の早期処理

今回の災害では，災害廃棄物等が大量に発生しており，約54万トン（県推計量）にも及ぶと見込まれる災害廃棄物等の適切な処理が課題となっています。

このため，発災直後から災害廃棄物等の収集・受入れを行うとともに，平成30年9月には，市内で発生した災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めた「平成30年7月豪雨に係る呉

市災害廃棄物等処理実行計画（以下「実行計画」といいます。）」を策定しました。

実行計画では，災害廃棄物等の処理に当たっての基本方針や処理の進め方等を明確にするとともに，処理期限の目標を2019年12月末と定め，現在，災害廃棄物等の処理に取り組んでいます。

今後も引き続き，この実行計画に基づき，国・県等の関係機関と連携し，情報共有を図りながら，二次仮置場で分別した土砂等の海上輸送による一括大量運搬を行うなど，災害廃棄物等の迅速かつ適切な処理を推進していきます。



災害廃棄物の処理状況

■ 施策1-3 廃棄物・土砂処理ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 被災家屋撤去及び土砂混じりがれき撤去							
① 早急な家屋撤去と土砂等の撤去	➡						
(2) 災害廃棄物・土砂等の処理							
① 災害廃棄物等の早期処理	➡						

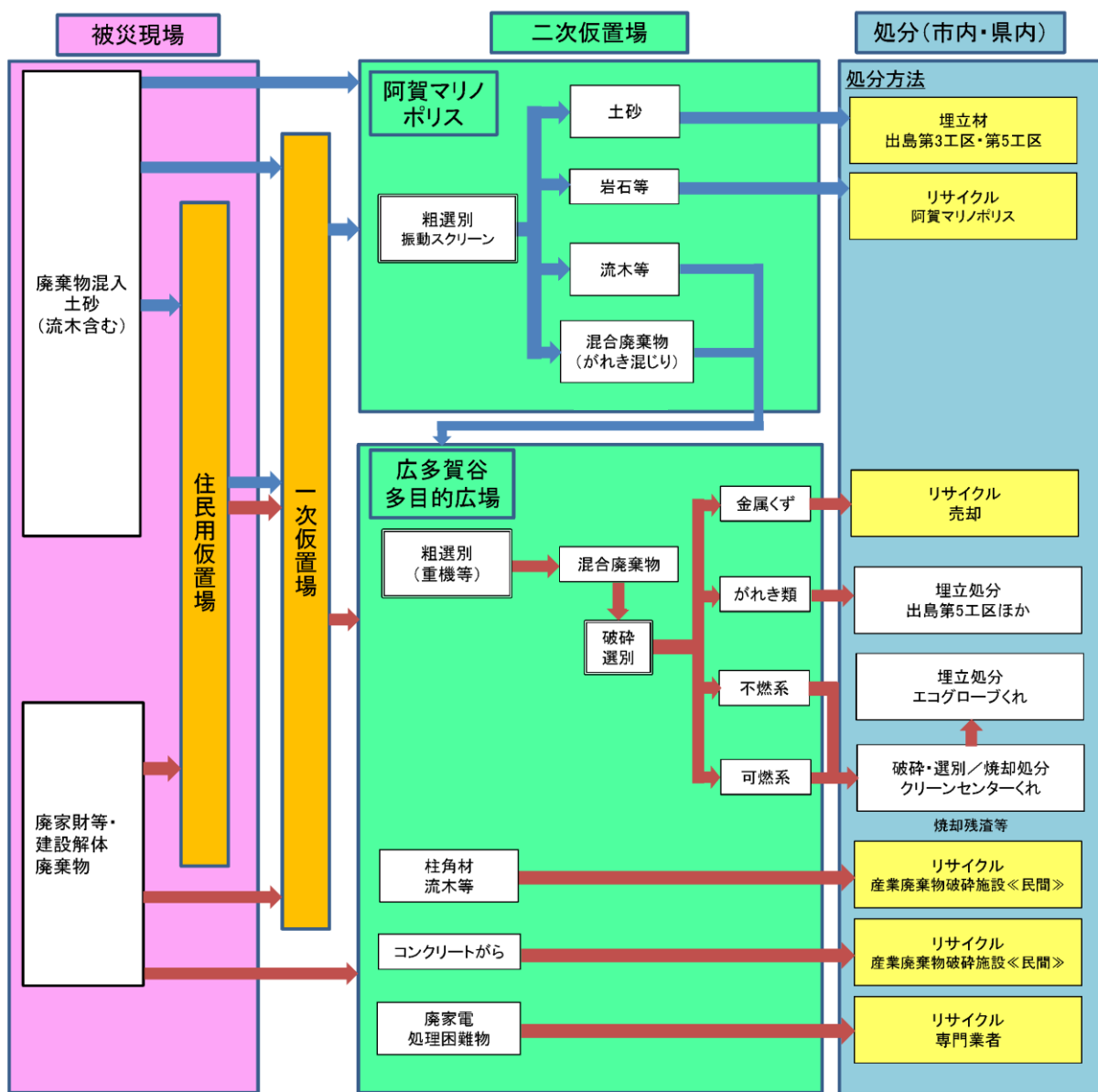


図 災害廃棄物等の処理フロー

2 災害に強い安全・安心なまちづくり

施策2-1 土木施設等の強靱化

【施策の方向性】

被災した道路、河川等の土木施設や農道、水路等の農業用施設の早期復旧、改良復旧の実施に併せて、再度の被災を防止するための砂防・治山ダムの早期整備を進めるとともに、復旧・復興事業の進捗状況の「見える化」を実施します。

【主な取組】

(1) 土木施設等の復旧・強化

① 災害に強い道路、河川等の整備

土木施設（道路・河川等）は、市道内海市原線、真光寺橋を始め342か所が被災し、市内の主要幹線道路など多くの道路が通行止めになったとともに、河川の氾濫等により多くの地区で浸水被害が発生し、市内の公園12か所についても園路の崩壊や陥没等の被害が発生しました。また、港湾施設についても土砂流入による被害が発生しており、市民生活や経済活動の回復を図るため早急に復旧する必要があります。



被災した市道東麻畠梶耶線と二級河川中切川

このため、応急対策として被災した道路・河川等について、土砂撤去等を速やかに実施し、当面の通行確保や二次災害の防止を図るとともに、公園や広場等に仮置きした土砂やがれきについても早急に処分場への搬出を進めています。また、港湾施設については早急に港湾内のしゅんせつを実施し、機能回復に努めています。

今後は、防災機能の向上等の改良復旧を検討しながら**土木施設等の本復旧**を進めるとともに、安全・安心な生活環境の向上や災害時の避難ルートの確保に向けた検討を進めていきます。また、災害時の緊急輸送道路や都市計画道路を始めとした市民生活や企業活動を支える**道路の新設や改良などの整備**を推進していきます。

② 災害に強い海岸線の整備

呉市は、多くの島しょ部から構成されていることから長い海岸線を有していますが、護岸の老朽化が進行している箇所や、台風等に伴う高潮や波浪により損傷が生じるおそれのある箇所もあります。

このため、現在、港湾海岸や漁港海岸において、効果的・効率的な護岸改修を進めるための長寿命化計画の策定を進めています。

今後は、この計画に基づいて、計画的な整備・改修を実施し、地域住民の安全性の向上を図るとともに、**高潮や波浪に強い海岸線の整備**を進めていきます。

③ 災害に強い砂防・治山事業の推進

市内各地で発生した土石流や山腹崩壊により多くの人命が失われたとともに、多くの家屋が倒壊や浸水などの被害を受けており、今後、安全・安心なまちづくりを進めるためには、再度の被災を防止する施設の整備が必要です。

現在、土石流が発生した山中には多くの不安定土砂が残っており、降雨等によりそれらが流出するおそれがあるため、大型土のうや※強靱ワイヤーネット等を設置するなど、応急対策を実施し、本復旧工事が完了するまでの二次災害の軽減を図っています。

今後、災害関連緊急整備事業として採択された砂防ダムや治山ダム、急傾斜地崩壊対策施設等の着実な整備を進めるため、国・県との連携を図るとともに、土砂洪水氾濫対策、再度災害防止対策事業等の推進や、土砂崩れなどが発生したものの事業が実施決定されていない箇所への新たな砂防・治山施設等の設置などについて、国・県に対して強く要望を行ってまいります。

※強靱ワイヤーネット 土石流等の衝撃時に部材がたわむことで大きな衝撃を吸収できる特殊な鋼製のネット。短期間の設置が可能なおえ、設置場所の自由度が高い。



平成29年に完成した砂防ダム
(広横路2丁目)

(2) 農林水産業基盤施設の復旧・強化

① 災害に強い農林水産業施設の整備

農林水産業施設においては、農道豊浜大橋線、林道郷原野呂山線などの農林道や水路、農地などの農林業施設や、田原漁港への土砂流入といった漁業施設への被害が発生しており、早期の復旧が必要です。

被災した農林業施設については、崩土撤去等の応急対応を速やかに実施し、当面の通行や二次災害の防止を図るとともに、農地の耕作再開を図るため、集約化・効率化に向けた検討も含め、早期復旧に取り組んでいきます。また、漁業施設については、早急に漁港内のしゅんせつを実施し、機能回復に努めます。

今回の災害において、ため池を原因とした被害は発生していませんが、他の市町では多くの被害が発生していることから、この災害を機に、国・県は防災重点ため池の見直しや今後のため池対策の進め方についての取りまとめを行いました。

今後、本市においても、防災重点ため池の浸水想定区域図やため池ハザードマップの作成等のソフト対策にあわせ、不要と判断されるため池については、管理者と廃止に向けた協議を進めるなど、ため池の防災対策に取り組んでいきます。

(3) 復旧・復興事業の見える化

① 一元的な情報発信

被災した土木施設等の管理主体は、国・県・市など多様であることから、市民が復旧・復興の事業の状況を確認するには、それぞれの管理主体や部署への問合せが必要となり、情報の収集が非常に煩雑かつ困難なため、分かりやすい情報の提供が求められて

います。

このため、土木施設・農林業施設の復旧・復興事業については、各管理主体の事業の状況を集約、一元化して市のホームページなどで公開し、事業の進捗状況を見える化することで、分かりやすい情報提供に努めていきます。

■ 施策２－１ 土木施設等の強靱化ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 土木施設等の復旧・強化							
①災害に強い道路、河川等の整備							
②災害に強い海岸線の整備							
③災害に強い砂防・治山事業の推進							
(2) 農林水産業基盤施設の復旧・強化							
①災害に強い農林水産業施設の整備							
(3) 復旧・復興事業の見える化							
①一元的な情報発信							

【施策の方向性】

被災した学校、市民センター、保育所、斎場などの公共施設等については、早期復旧を進めるとともに、災害に強い公共施設の整備に取り組んでいきます。施設の改修等に当たっては、呉市公共施設等総合管理計画と整合を図りながら改修を進めていきます。

【主な取組】

(1) 公共施設等の復旧・強化

① 災害に強い公共施設等の整備

今回の災害により、土石流の発生や河川の氾濫によって、学校や市民センター、保育所、斎場などの多くの公共施設が被害を受けました。

とりわけ、校庭に土石流が流入した天応中学校は、天応小学校への仮移転を余儀なくされたほか、甚大な被害のあった施設では、発災直後に業務を継続できない状況となりました。



天応中学校の被災状況

公共施設の多くは、地域のコミュニティの場であり、災害時には避難所や災害対応拠点としての機能を有することから、早期にその機能を回復させるとともに、今後の自然災害への備えとして、施設や設備の強靱化を図る必要があります。

このため、被災した公共施設等の応急復旧に取り組むとともに、天応小学校に仮移転している天応中学校については、保護者や地域住民の意見を伺いながら仮移転の解消を図り、生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる環境を目指していきます。

また、今後の災害に備えて、呉市公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、公共施設の長寿命化や充実を図るとともに、防災・減災に資する公共施設の機能強化や消防施設・設備等の整備を進めていきます。

■ 施策 2-2 公共施設等の強靱化ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 公共施設等の復旧・強化							
① 災害に強い公共施設等の整備							

【施策の方向性】

仮復旧した上下水道施設の早期の本復旧や強靱化を進めるとともに、浸水対策を実施するなど、災害に強い上下水道の構築に取り組みます。

【主な取組】

(1) 上下水道施設の復旧・強化

① 災害に強い上水道及び工業用水道施設の整備

今回の災害により、上水道及び工業用水道施設では275か所に被害が発生しました。

上水道施設では、県送水トンネルへの土砂流入により広範囲で断水が発生し、川尻地区では、土石流により柳迫第1ポンプ所が全壊したことで、断水が長期化しました。

また、工業用水道施設では、土石流による二級水源地の損壊により機能が停止となっており、経済活動に支障をきたしています。

こうしたことから、市民生活や経済活動に不可欠なライフラインである施設の早期の本復旧に取り組むとともに、災害に強い、強靱な施設とすることが必要です。

これまで、早期に水道水を供給するため、多くの地域で被災した管路の仮復旧を始め、ポンプ所等の応急対応を実施し、その後、順次本復旧に取り組んできました。

今後は、道路、河川等の被災によって破損した管路については、関係機関と調整を図りながら道路等の復旧工事に合わせて本復旧を進めるとともに、川尻地区の柳迫第1ポンプ所は、土砂災害等のリスクの少ない場所において整備を行います。

また、二級水源地の早期復旧を行い、関係機関やユーザーと調整を図りながら送水を再開するとともに、土砂による施設の損壊、機能停止を防止するための土砂災害対策にも取り組んでいきます。

老朽化した施設については、計画的な改築更新、耐震化等による施設の強靱化を図るとともに、水道施設が被災した場合に、各水系間で水を融通して断水範囲を縮小できるようバックアップ施設等の検討を行い、災害に強い上水道施設等の構築を目指していきます。

また、今回の災害に伴う応急給水活動の検証結果を踏まえ、災害時に必要な水道水を効率的に届けられるよう応急給水体制を強化していきます。



全壊した柳迫第1ポンプ所に
代わり仮設ポンプ所を設置

② 災害に強い下水道施設の整備，浸水対策

今回の災害により，下水道施設では，天応焼山汚水幹線の管きよを始め37か所に被害が発生しました。

下水道施設は上水道施設等と同様に，市民生活や経済活動に不可欠なライフラインであるため，早期の本復旧に取り組むとともに，災害や事故等に強い，強靱な施設とすることが必要です。

これまで，被災した管きよの仮配管による復旧や，ポンプ場等に流入した土砂の撤去，復旧等に取り組んできました。

今後は，道路，河川等の被災によって破損した管きよについては，関係機関と調整を図りながら道路等の復旧工事に合わせて本復旧を進めるとともに，浸水により機能停止した安浦地区等のポンプ場施設の機能保全対策にも取り組んでいきます。



被災した下水道管を仮配管により復旧（国道375号上段原橋）

老朽化した施設については，計画的な改築更新，耐震化等による施設の強靱化を図ることにより，災害に強い下水道施設の構築を目指していきます。

また，浸水（雨水）対策では，近年，浸水被害が多発している地区において，発生頻度の減少や被害の軽減を目的とした，雨水排水施設の整備を推進します。

■ 施策2-3 上下水道施設の強靱化ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 上下水道施設の復旧・強化							
① 災害に強い上水道及び工業用水道施設の整備	本復旧			更新・強靱化			
② 災害に強い下水道施設の整備，浸水対策	本復旧			更新・強靱化			

【施策の方向性】

災害時の交通マネジメントの視点から、災害に強い交通体系を再構築するとともに、災害時の代替交通の確保や渋滞対策、さらに災害に備えた新たな交通拠点の在り方の検討に取り組みます。

【主な取組】

(1) 交通の強化・確保・渋滞対策

① 災害に強い交通体系の整備

今回の災害により、市内の幹線道路網は大きく被災し、関係機関の懸命な復旧作業により、通行は可能となりました。しかしながら、いまだ多くの幹線道路は、仮復旧により通行が確保された状況であり、本復旧には相当の時間が必要とされています。

また、JR呉線は、土砂の流入などにより長期間運休となり、平成30年12月の全線運転再開までには、バスによる代行輸送や一部区間で徐行運転が行われるなど、通勤・通学などに大きな影響がありました。こうしたことから、市民生活や経済活動の基盤として欠かせない、災害に強い幹線道路ネットワークの構築やJR呉線の強靱化が必要です。

このため、被災した幹線道路の早期復旧とともに、広島呉道路の4車線化をはじめ、呉平谷線（上二河～此原区間）等の整備促進など、幹線道路網の改良復旧・機能強化について、引き続き国・県等に要望を行っていきます。

また、大規模輸送能力に優れたJR呉線について、さらなる定時性の確保が図られ、災害に強い公共交通となるよう、引き続き関係機関等に要望を行っていきます。



広島呉道路の復旧工事の状況（安芸郡坂町水尻）

② 代替交通の確保、渋滞対策

今回の災害では、JR呉線や路線バスの不通による通勤・通学などへの影響を抑えるため、災害時緊急輸送バスの運行や災害時緊急輸送船の運航が実施されるとともに、呉～広島間のバス便の増強も行われました。

道路の交通渋滞が顕在化したため、定時性の確保に向けて、通勤・通学向けバスとしては全国初の試みとなる、*災害時BRT (Bus Rapid Transit)を実施しました。この取組は、一般車両が通行止めとなった広島呉道路の一部区間にバスを走行させることや、通行規制で使われていない車線のバス専用車線への転用、時間限定で国道にバス専用レーンを設置するなど、バスの速達性を確保したものです。

また、山陽自動車道の料金調整による、東広島呉自動車道を経由した広島～呉間の広域迂回の誘導を試みたほか、渋滞箇所における緊急交差点改良なども実施しました。

ソフト対策としては、呉市ホームページ上に「道路通行規制情報」や「公共交通機関（JR・バス）の運行情報」を公表し、随時更新を行うことによって交通情報の提供に努めるとともに、災害時バス位置情報システムの試行運用により、バスの利用促進にも努めました。



災害時 BRT により呉 I.C. から広島呉道路に進入するバス（提供：呉工業高等専門学校 神田研究室）

今後の災害発生時においても、定時性が確保されるよう、今回の取組の検証として、JRや路線バス（クレアライン線）の利用者等へのアンケート調査（交通実態調査）を実施し、今後の災害に備えた代替交通の確保や公共交通情報の提供、渋滞対策の検討を進めていきます。

※災害時 BRT 災害発生時等で、通行止となっている高速道路や自動車専用道等において、路線バス、高速バス等を緊急輸送車両として通行を認めるとともに、本線道路空間上での転回を認めるなど、道路空間の柔軟な運用によりバスの速達性・定時性を確保する方法。

③ 災害に備えた新たな交通拠点の在り方検討

今後の大規模災害時において、公共交通の被害が通勤・通学などの市民生活や経済活動などに与える影響を最小限に留めるためには、広域的な視点での交通マネジメントの検討が必要です。

このため、国・県と連携し、有識者、交通事業者及び経済団体等で構成する「広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会」において、今後の災害に備えた対策・体制について検討を進め、平時から交通需要抑制も含めた包括的な交通マネジメントを実施していきます。

また、今回災害時緊急輸送バスや災害時緊急輸送船の発着場所として重要な役割を果たした呉駅周辺地域を、防災拠点としても機能する総合的な交通拠点として再整備するため、有識者等で構成する「呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会」からの提言を踏まえ、その在り方について抜本的な検討を進めていきます。

■ 施策 2-4 交通基盤の強靱化ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 交通の強化・確保・渋滞対策							
①災害に強い交通体系の整備	本復旧			強靱化			
②代替交通の確保、渋滞対策	検討						
③災害に備えた新たな交通拠点の在り方検討	検討						

3 産業・経済の復興

施策3-1	地域産業の復旧・復興
-------	------------

【施策の方向性】

地域の産業・経済が活力を取り戻すため、早期復興に向けた取組に対する支援を進めるとともに、被災する前以上に元気で幸せなまちになるよう、賑わいを創出するための取組を進めます。あわせて中小企業、女性、若者の創意工夫で時代を先取る産業を創造できる環境を整備するなど、地域の産業・経済の活性化に取り組めます。

【主な取組】

(1) 商工業の復旧・復興

① 事業活動の早期復旧支援

今回の災害により、市内企業の生産施設や設備、事業所、店舗等の多くが、土砂の流入や浸水等による直接的な被害を受けただけでなく、停電や断水等により操業に支障を来したほか、幹線道路や鉄道等の公共交通網の被災に伴って、原材料や商品等の物流や従業員の通勤等に大きな影響が生じるなど、間接的な被害を含めた経済的な損失は非常に大きく、早期に事業活動の再開や継続に向けた支援に取り組む必要があります。

こうした事業者の早期復旧を支援するため、国・県が実施する*グループ補助金や*持続化補助金の活用についての説明会の開催や相談窓口の開設など、制度の周知や申請手続に関するサポートや、セーフティネット保証4号を始めとした各種資金融資に必要な認定証の迅速な交付に取り組むとともに、国の商店街賑わい創出事業などを活用した商店街等の復興に向けた取組を支援してきました。

今後も引き続き、商工会議所や商工会、商店街等の商工関係団体、金融機関との連携を図りながら、復興に向けて取り組む事業者の活動をサポートしていくとともに、グループ補助金の対象とならない企業に対しても、県と連携して支援を行うなど、被災した事業者の活動再開や継続に向けて取り組んでいきます。

*グループ補助金 「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金）」

*持続化補助金 「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）」

② 新たな産業の創造に向けた取組

災害による地域経済の損失を取り戻すだけでなく、被災する前以上に活力のあるまちとして復興するためには、市内での起業や新たな事業展開を目指した取組を支援していく必要があります。

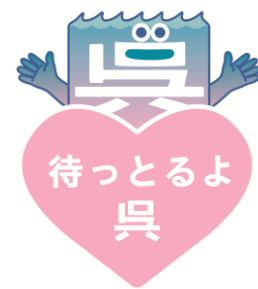
このため、中小企業、女性、若者が創意工夫により時代を先取りする産業を創造できる環境を整備するなど、意欲的な取組を支援することで、付加価値の高い商品やサービス等の創出を促進するなど、地域経済の活性化に取り組んでいきます。

第1章	呉市の被害状況
第2章	復興計画の基本的な考え方
第3章	復興に向けた取組
1	暮らしの再建と
2	災害に強いまちづくり
3	産業・経済の復興
4	今後の防災・減災
5	地区計画
第4章	復興計画への推進に向けて
附	属
資	料

(2) 観光の復興

① 観光客を呼び戻す取組

観光面への影響では、風評や本市への主要アクセス網が被災したことなどから、「大和ミュージアム」や「てつのくじら館」などの直接的な被害を受けていない施設においても、7、8月の来館者数が前年度に比べ約7割減少するなど、発災以降、宿泊や飲食、物販等において、相当程度の影響が生じているため、こうした関係事業者と連携して、早期に観光客を呼び戻す取組を官民一体となって推進する必要があります。



呉市公式キャラクター呉氏の復興応援イラスト

このため、国・県が連携して実施する宿泊支援事業（13府県ふっこう周遊割）の利用促進を図るため、宿泊事業者への説明会の開催や全国各地から訪れる災害ボランティア等に向けての情報提供などを行ったほか、民間事業者や支援団体が企画する各種復興イベントについても、復興に向けて元気な呉市を対外的に発信する機会として、積極的に支援してきました。

今後もこれらの取組に加え、「大和ミュージアム」を始めとした観光施設の魅力を高める取組をはじめ、地域の魅力を観光に活かしていく工夫を行うとともに、復興イベントの開催などにも取り組んでいきます。特に、被災した翌年（2019年）には、呉鎮守府開庁130周年の節目を迎えることから、商工会議所や海上自衛隊等の関係機関と連携して記念事業を実施するなど、全市を挙げて賑わいを創出するイベント等を展開し、市内外からの誘客促進に取り組んでいきます。

また、2020年には、JR西日本と広島県が行う大型誘客キャンペーン「せとうち広島デスティネーションキャンペーン」の実施が予定されていることから、観光需要の回復に向けて、広島県観光連盟、旅行会社、観光関連団体等と連携した各種プロモーションの展開や、観光地としての魅力を高める旅行商品造成の働き掛けを進めていきます。

こうした観光振興の取組を通じて、災害からの復興に向けた機運を高め、災害によって減少した観光客を呼び戻すだけでなく、被災する前よりも増加するような交流都市を目指していきます。

(3) 農水産業の復旧・復興

① 農水産業施設の早期復旧支援

農水産業においても多くの被害が発生し、農業分野では、農地への土砂流入や農業用機械等の損壊などにより、農作物被害面積は51.4ha、農作物等の被害額は1億6,136万円となっており、速やかに農地等の災害復旧事業に着手するとともに、早期の営農再開に向けた支援が必要です。

このため、被災に伴う離農を防ぎ、早期に生産活動が再開できるよう被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、被災した農業用ハウスや農業用機械等の修繕や更新などの復旧に必要な費用の支援を行っているほか、併せて被災した有害鳥獣防護柵等の復旧支援に取り組んでいます。

また、水産業分野では、海域等に土砂やがれき、流木等が大量に流入・堆積したこと

により、漁場や水産加工施設が被害を受け、特に、全国一の生産量を誇るかき養殖業についても、かきの種苗を育成する抑制柵（338柵）が流出・破損する被害が発生しました。

このため、国の水産多面的機能発揮対策に取り組む漁業者グループの活動を支援するなど、今後も引き続き、早期に良好な漁場に回復させるために必要な支援に取り組んでいきます。



かき抑制柵周辺の土砂・流木の撤去作業（黒瀬川河口）

② 営農等経営支援

今回の災害により、多くの農地や農業用施設、水産施設等が被害を受けました。特に、農地被害が広範囲であった地域などにおいては、災害復旧後の将来的な農業経営を見据えながら、生産性と収益性の高い営農活動が可能となるよう農地の再生を図っていく必要があります。

このため、地域住民の意向を踏まえながら、関係機関と連携し、担い手の定着や経営・技術支援に取り組むことにより、災害からの再建を契機として、**農業者の生産性の向上や販売力の向上につながる支援**を図っていきます。

また、水産業についても、引き続き**漁業者の販路拡大やブランド化への取組を支援**するなど、活性化につながるような支援に取り組んでいきます。

(4) 港湾・物流機能の強化

① 災害に強い物流システムの構築

今回の災害では、幹線道路や鉄道等の主要な公共交通網が被災したため、人流や物流について様々な影響が生じたところであり、輸送路や輸送手段の多重化による災害時の物流機能の維持が課題となっており、南海トラフ巨大地震などの広域的な災害を想定し、災害時の燃料・飲料水・食糧等の供給のため、被災した陸路を代替する物資等の輸送拠点として、本市が有する港湾施設の活用を検討する必要があります。

このため、国・県と連携して、災害時でも物流機能を継続的に維持できる**物流ネットワークの構築に向けた検討**を進めるとともに、大規模災害に備えた物資等の輸送ネットワークの強靱化を図るため、港湾機能の災害対応力強化、航路啓開のための体制強化による海上輸送機能の維持・強化に取り組んでいきます。

■ 施策3-1 地域産業の復旧・復興ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 商工業の復旧・復興							
①事業活動の早期復旧支援	→						
②新たな産業の創造に向けた取組	→						
(2) 観光の復興							
①観光客を呼び戻す取組	→						
(3) 農水産業の復旧・復興							
①農水産業施設の早期復旧支援	→						
②営農等経営支援	→						
(4) 港湾・物流機能の強化							
①災害に強い物流システムの構築	→						



「平成30年7月豪雨災害観光復興イベント」
平成30年10月14日開催大和ミュージアムにて

第1章 呉市の被害状況

第2章 復興計画の基本的な考え方

第3章 復興に向けた取組

1 住まいの再建と

2 災害に強いまちづくり

3 産業・経済の復興

4 今後の防災・減災に向けた取組

5 地区計画

第4章 復興計画の推進に向けて

附属資料

4 今後の防災・減災に向けた取組

施策4-1	防災・減災に向けた体制の強化
-------	----------------

【施策の方向性】

今後の災害に備え、気象や避難に関する情報伝達方法や避難行動への協力体制、また、避難所の配置・運営方法などの見直しや強化、各主体における防災力の向上に取り組めます。さらに、継続して防災対策に取り組む意識の醸成に向け防災学習や災害記録の伝承などに取り組み、今回の被災体験を風化させることなく、未来への継承に取り組めます。

【主な取組】

(1) 防災力の向上

① 情報伝達方法の見直しと情報の充実

災害が発生するおそれがある時には、気象情報や避難情報について、迅速かつ正確に周知する必要があり、防災行政無線やホームページなどの媒体を通じて提供していますが、豪雨などの場合は、防災行政無線による放送は聞きとりにくいといった声が多く寄せられました。

このため、市民に対する情報提供について、その**内容の充実**を検討するとともに、例えば地域の放送設備の活用や情報提供エリアを限定した防災情報メールの発信など、さまざまな情報媒体を活用して**迅速かつ正確に伝える仕組み**を検討していきます。

また、子どもたちが保育所や学校等にいる時間帯に災害が発生した場合を想定し、保護者への情報伝達方法など**緊急連絡体制の確立**についても検討していくとともに、市内に居住する外国人や観光客等に対応した**伝達情報の多言語化**についても検討していきます。

② 避難行動の喚起

これまで、避難勧告・避難指示等の発令により市民への避難を呼び掛けてきましたが、今回の災害では、多くの市民が避難指示後も避難行動を起こさなかったことから、災害時において、市民自らが命を守るための意識を高め、自らが早めに判断して避難行動をとることの重要性が改めて認識されました。また、国の中央防災会議において、「平成30年7月豪雨災害による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」を設置し、避難対策の強化を検討しています。

こうしたことから、国・県と連携して、防災行政無線等のさまざまな情報媒体がどのように避難行動に結びついたのか、また、どのように避難したかについて検証を行い、この結果を踏まえて災害時における**避難行動を喚起するための有効な方策**の検討を行っていきます。

③ 避難所の在り方の見直し

今回の災害では、避難所が被災したことや、避難者数の増加による避難所受入可能人数の超過、避難所における災害関連物資の不足など、避難所としての機能が十分発揮できなかった事例がありました。また、豪雨によって避難所までの経路が被災、あるいは危険な状態になるなど、避難所へ安全に避難することが困難なケースもあったことから、各地域における避難所の配置について避難経路を含めた見直しが必要です。

このため、避難所における避難の状況や避難経路についての検証を行い、**地域参加型による避難経路の見直し**を図るとともに、地域住民の意見を踏まえながら、民間事業所や自治会館など市が所管する施設以外の建物等を身近な避難所として活用することなどを含め、**地域の実情にあった避難所の在り方を検討**していきます。

また、災害時における避難に際しては、近所での避難の声掛けや高齢者・障がい者など配慮が必要な方も考慮した地域における**避難時の協力体制の構築**を支援していきます。

避難所においては、乳幼児や高齢者、障がい者を含め多くの方々が避難されたほか、大きな被害を受けた地区では開設期間が長期にわたるなど、避難所の運営面での課題がありました。

避難者の身体的・精神的な負担の軽減、避難所での生活の長期化を想定した高齢者や障がい者など配慮が必要な方への対応などの観点から、備蓄品の充実、トイレや空調などの生活環境の改善について検討するとともに、*「避難所運営ガイド」の周知・活用や**避難所の運営面での見直し**など、避難者の不安解消やストレスの低減に取り組んでいきます。

*避難所運営ガイド：避難所開設時に、避難してきた住民の方々の協力により、快適に避難所で過ごすことができるよう、避難してきた住民の方々が、避難所を自主的、円滑に開設・運営するための基本的な事項をまとめたもの。

④ 各主体における防災力の向上

今回の災害を踏まえ、呉市、地域団体、民間企業など各主体が連携して防災力を高める必要があります。

これまで「自助・共助」による防災意識の向上を図るための防災等に関する講座・講習の開催など市民の意識啓発を図る取組を推進するとともに、学校における防災教育の充実や、河川に設置した水位計による洪水等の情報について周知に努めるなど、自然災害に対する市民の防災意識の向上に取り組んできました。

地域の防災力の向上には、地域住民がともに助け合い、災害から身を守る力を養うことが重要となることから、生活圏における自然災害の発生リスクなどの情報の周知や、防災リーダーや自主防災組織などの育成を通じて災害時に有機的に連携できる組織力の強化を図っていきます。

あわせて、自治会を始めとした地域団体等における避難所単位での訓練など、**防災に関する実効性の高い活動に対する支援**を行っていきます。

また、今回の災害を踏まえた危機管理体制の在り方についても検証し、**地域防災計画を見直す**とともに、自治会を始めとした**地域団体や民間企業**、広島大学防災・減災研究センターをはじめとした**研究機関等と連携した防災力の強化**を図っていきます。

⑤ 井戸水の活用

今回の災害では、上水道施設である県の送水トンネルへの土砂流入や、市のポンプ場が損壊したことにより、広範囲にわたり断水が発生するとともに、道路等の被災、交通渋滞の影響により迅速な給水活動に支障を来すなど、市民の生活に欠かすことができない飲料水・生活用水の供給体制についての課題がありました。

今回の災害に伴う断水では、給水活動を補完する形で、個人あるいは地域が所有する井戸（地域井戸）が活用されるなど、災害時における有効性が改めて認識されました。

このことから、今回の災害を教訓とし、地域団体等の災害時の備えとして、非常時における井戸水の水質検査体制の充実を図るとともに、地域井戸の利活用についても支援していきます。

⑥ 住まいや地域の安全性の強化

平地が少なく、斜面に住宅地が広がる地理的特性を有する本市では、住まいの安全性の強化を進める必要があります。

これまで、木造住宅の耐震診断・耐震改修を促進するとともに、土砂災害特別警戒区域内における建物改修やがけ地近接等危険住宅の移転、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、老朽化した危険建物の除去促進などを行うとともに周知を図ってきましたが、引き続き、個々の住宅や建物の防災・減災対策に対して支援していきます。

(2) 未来への継承

① 防災意識の向上と情報発信

今回の災害の経験を教訓として、時間の経過とともに風化させることなく次世代へ教訓を継承していくことが必要です。

これまで、豪雨暴風の疑似体験ができる呉市防災センターでの研修や地域、学校等で防災教材を利用した防災教室等を実施していますが、今回の災害の経験や記録を生かした大人や子ども向けの防災・減災に関する教材の見直しや、災害記録誌の作成などに取り組んでいきます。

また、今後、被災箇所の災害遺構としての保全や復興ツーリズムなどについても検討していきます。



防災リーダー研修

■ 施策４－１ 防災・減災に向けた体制の強化ロードマップ

	年度						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
(1) 防災力の向上							
①情報伝達方法の見直しと情報の充実	→						
②避難行動の喚起	→						
③避難所の在り方 の見直し	→						
④各主体における 防災力の向上	→						
⑤井戸水の活用	→						
⑥住まいや地域の 安全性の強化	→						
(2) 未来への継承							
①防災意識の向上 と情報発信	→						

第1章	呉市の被害状況
第2章	復興計画の基本的な考え方
第3章	復興に向けた取組
1	住まいの再建と
2	災害に強いまちづくり
3	産業・経済の復興
4	今後の防災・減災
5	地区計画
第4章	復興計画の推進に向けて
	附属資料

5 地区計画

今回の災害で特に大きな被害を受けた地区について、住民が住み慣れた生活圏で安心した生活を取り戻すためには、道路や河川、砂防ダム、農地などのインフラの復旧に加え、今後の地区のまちづくりの方向性を見据えて復興の取組を進めていく必要があります。

このため、天応地区と安浦地区においては、市全体の復旧・復興に向けた取組方針と調和を図りながら、次の視点を踏まえて地区計画を策定します。

〔地区計画の策定に当たっての視点〕

- (1) 他都市の復興事例の検討
 - ・他都市の類似した復興計画に学ぶ
- (2) 協働型復興計画の推進と実践
 - ・地域住民が参加するワークショップの開催や避難路、避難所の見直し実践
- (3) インフラ整備とまちのトータルデザイン
 - ・砂防ダム・道路・河川・公園・井戸等と住宅再建をあわせたまちづくり
- (4) 多重避難のための空間づくり
 - ・垂直避難や地区内避難の実現を目指す

[参照：東京大学復興デザイン研究体の復興デザインスタディ]

なお、策定に当たっては、平成30年度に開始した各地区における地域団体の関係者や地域住民で構成するワークショップを開催し、まちづくりに関する考え方を共有しながら、自らが考えた各地区の復旧・復興に向けたまちづくりの方向性についての提案を頂く予定です。

その後、ワークショップからの提案を基に、呉市復興計画検討委員会等の意見を踏まえ、地区計画を策定します。

その他の被災した地区についても、地域団体の関係者や地域住民の意見を伺いながら、復旧・復興に向けた取組を進めていきます。

〔ワークショップのスケジュール〕

年度	検討内容
平成30年度	第1回 今回の災害で危険を感じたこと、避難時に苦労したこと、復興のために必要なことの共有 等
	第2回 復興に向けた取組 等
	第3回 地区の将来像、復興の目標 等
平成31年度	1～2 回程度 まちづくりのゾーニング等の検討 提案の取りまとめ



ワークショップの様子（天応地区）



ワークショップの様子（安浦地区）



参加者による被災箇所の現地確認の様子（安浦地区）